

会員に歩み寄る京都府会へ

行政書士四条烏丸法務事務所 所長 田島 充

決意表明

1. ひとりひとりが行政書士として自立できることを目指します
2. 業務に関する情報の出し惜しみをしません
3. 新しい業務分野、行政書士の業務スタイルを開拓します



研修について

基礎的な研修として法制執務(法情報の検索・法文書作成)を行うほか、各専門領域については、守秘義務に反しない形で会員間の申請書・契約書等の作成事例を集積し、希望する会員は誰でも無償でこれらの情報の提供を受けられるようにします。

公務員には異動がつきものですが、プロの行政マンは、これまでと全く分野が異なる部署に異動しても、異動初日からあたかもその部署で何十年ものキャリアがあるかのごとく市民に接し、申請を受け、許認可の審査・判断を行います。別に研修があるわけでもなく何ら引き継ぎがない場合もめずらしくありません。これが可能となるのは、法的素養があるものにとっては、前任者の処理事例が残っていれば、あとは根拠法令等を参照することで、類似の案件についても対処応用できるからです。我々行政書士にとっても、そのような環境を整備することは、本会の目的として掲げる「業務の改善進歩を図」り、あるいは「品位を保持し」「権利を擁護する」ための前提基盤です。実際の申請書・契約書の文面に至らない業法の入門的な説明や、単なる所轄行政庁の宣伝・意向の周知徹底の場にすぎない研修は意義に乏しいと考えます。

次に、隣接専門職の扱う分野(税務・訴訟・登記・会計・社会保険労務)の研修を充実させます。我々行政書士は、市民に最も身近な法律家として、法制度や行政サービスについての総合窓口、いわばコンシェルジュとしての役割を果たすことが期待されています。そのためには、

裏面へ続く

略歴

京都大学大学院法学研究科修了
千葉県 成田市職員

- ・ 税務、下水道事業、訴訟を担当。徴税吏員、指定代理人。

マンション管理組合理事長

- ・ 大規模修繕工事、管理業務の委託、管理規約全面改正、電力会社の変更を手がける。

大宮法科大学院大学法務研究科修了
法学修士(公法専攻)、法務博士

(主な履歴事項の詳細は裏面にあります)

〒600-8491

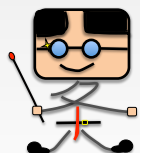
京都市下京区室町通綾小路 上る 鶏鉾町
480 番地 オフィス・ワン 四条烏丸 803 号室

TEL:075-741-8178

FAX:075-741-8476

cosmos@office-shijo.jp

<http://www.office-shijo.jp>



京都府行政書士会が、会員にとって、全国の単位会のなかで最も魅力的かつ会員サービスの厚い単位会となることを目指します。

表面より続く

隣接専門職の分野・内容についても目配りしつつ、自己の領域の業務を遂行することが重要です(その上で必要があれば、他の専門職なり行政窓口に的確にバトンタッチできることがさらに要求されます)。質の高い法務サービスを提供するために、幅広い素養について自己研鑽を重ねる機会が必要です。

経営支援

会員のニーズに応じて事務所の経営やサービスの提供のあり方について、アドバイスやテコ入れを行える体制を京都府会として整えます。

無料相談会

関係者のご尽力により、多くの区役所・市役所で実施されています。今後は、単に庁舎内の場所を借りて相談会をやるという意味合いではなく、役所の行政サービスと連携し(あたかも庁舎内の行政機構を相談員の手足のように活用し、サービスを引き出して)相談者の抱える諸問題を解決できるような市民サービスに昇華させたいと考えます。

また、相談時の受任について、相談者が望む場合は、一定の条件の下に、相談を受けた会員が受任できることを検討したいと思います。一定の条件とは、例えば、事前に報酬額の目安を定める、受任後

の処理経過や結果を会に報告する、受領した報酬の一定割合を会に寄付する、といったものです。

公共受託など

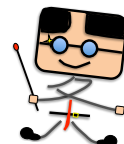
単に行政庁の業務の下請け的なものにとどまらず、市民の要望や利便性を踏まえ、会として行政サービスのあり方等について研究・検討し、行政庁に業務改善の提案・要望をしてゆきたいと考えます。

その他・財政問題など

以上の施策の実行により、京都府行政書士会が、会員にとって、全国の単位会のなかで最も魅力的かつ会員サービスの厚い単位会となるようにします。そうして、京都会への入会者が増え、会員数が飛躍的に増加すれば、財政上の問題も解決するものと確信します。

結語

京都府会より、経営規模が大きな事務所、または、専門性に秀でた会員が数多く輩出され、日本全国を対象にして良質の法務サービスを提供できるようになることを目指します。



主な履歴事項

1999年～2002年 徴税吏員その1

市税の滞納整理・滞納処分を行いました。一般的だった不動産の差押は金融機関の抵当権等に劣後するケースが多いことから、給与、預貯金、売掛金、クレジット債権、賃料、保証金、といった債権の差押に取り組みました。その過程で多くの契約書や決算書を調査・分析し債権債務関係(お金の流れ)を解明する作業を行いました。

1999年～2002年 登記、申告、相談業務

上記、徴税吏員その1の過程で、差押や相続あるいは抵当権設定ないしこれらの抹消に伴う不動産登記の嘱託を行いました。確定申告の時期には税務申告書の作成受付業務をこなしました。この時期は、納税や申告の相談だけでなく、日常生活に関する実にさまざまな市民の相談に揉まれることで、どのような相談にも応じる姿勢が磨かれました。

2002年～2003年 下水道事業

主に下水道使用料を担当しました。委託業者を用いた使用料の賦課・徴収業務の管理強化、ホテルなど高額滞納案件の差押による回収、公共下水道へ無断で汚水を流入させる行為(不明水)の調査により判明した大規模事業者の使用料相当額の不当利得金を請求することなどにより、使用料の収納率を大きく向上させました。また、委託業者を入札により選定することについて調査・研究(業務の把握、発注仕様の作成)を行いました。

2003年～2006年 指定代理人

指定代理人として市が当事者となった訴訟を遂行しました。市が他の債権者(国税・債権回収会社等)に抜きんじて高額滞納市税を回収した案件について、他の債権者が差押取立金の分配を請求した事件では、物上代位と不当利得に関する新しい判例法理を形成する判断を導き、勝訴しました。

【手がけた主な事件(Westlaw Japan 掲載番号)】

東京地裁 平成 16 年 12 月 17 日判決(2004WLJPCA12170008)

東京高裁 平成 17 年 3 月 29 日判決(2005WLJPCA03296006)

2005年～2007年 マンション管理組合理事長

ペットや生活騒音についての調整、大規模修繕工事の実施の管理監督(請負契約に基づく完了後の不具合についての是正)、電力会社を変更し料金の低減を実現、管理規約の全面改正、管理業務の委託、マンション管理組合と他の地域コミュニティー(自治会)の関係の整理、などを手がけました。

2003年～2008年 徴税吏員その2

市税滞納案件のうち、高額なものの複雑・困難なものを中心に処理しました。また、不動産の評価を含む会場公売、インターネット公売を行ったほか、収納業務の電子化にも取り組みました。市税と保険料(料)、使用料の差異に触発されとこととをきっかけに、庁内や他市町村から給食費、保育料といった租税以外の公共団体の債権の管理や回収について多くの相談を受けました。市税滞納処分に対してなされた行政不服申立の審判を行いました。

2011年 大好きな京都にて事務所を開業

2013年からは事務所員を増やし、現在5名でやっております。お客様の役に立つことはもちろん、私自身を含むスタッフ全員が誇りを持って日々成長できるような、楽しく充実した職場を目指しております。